

石川県労働委員会に相談したい！

オンライン労働相談のご案内

相談
無料

秘密
厳守

県庁まで遠くて
相談に行けない

平日の昼間に
時間が作れない

石川県労働委員会では、Zoom(ズーム)を利用したオンラインによるあっせん制度などに関する労働相談を開始しました！

例えば、このような場合に石川県労働委員会へご相談ください！

- あっせん制度って何？
- 申請したいけど、申請方法を教えて
- どのようにあっせん手続きが進むの？
- どうやって解決するの？

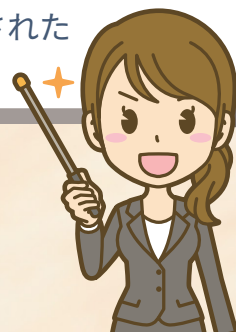
労働者個人・使用者からの相談例

- ◆会社から何の説明もなく解雇された
- ◆一方的に給料やボーナスが引き下げられた
- ◆上司からパワハラを受けて悩んでいる
- ◆従業員が配転・出向命令に応じてくれない

労働組合からの相談例

- 労働条件などについての団体交渉が行き詰まった
- 労働協約を締結したいが、交渉が進まない
- 会社内での組合活動を会社が許可してくれない
- 会社に団体交渉を求めたが拒否された

オンラインによる労働相談のお申し込み
など、詳しくは裏面をご覧ください！



石川県労働委員会事務局
石川県金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎18階)

076-225-1881
ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp

石川県労働委員会



オンライン 相談を 利用できる方

- 石川県内に所在する事業所で勤務している労働者およびその使用者
- 石川県内の労働争議の当事者（労働組合および使用者）



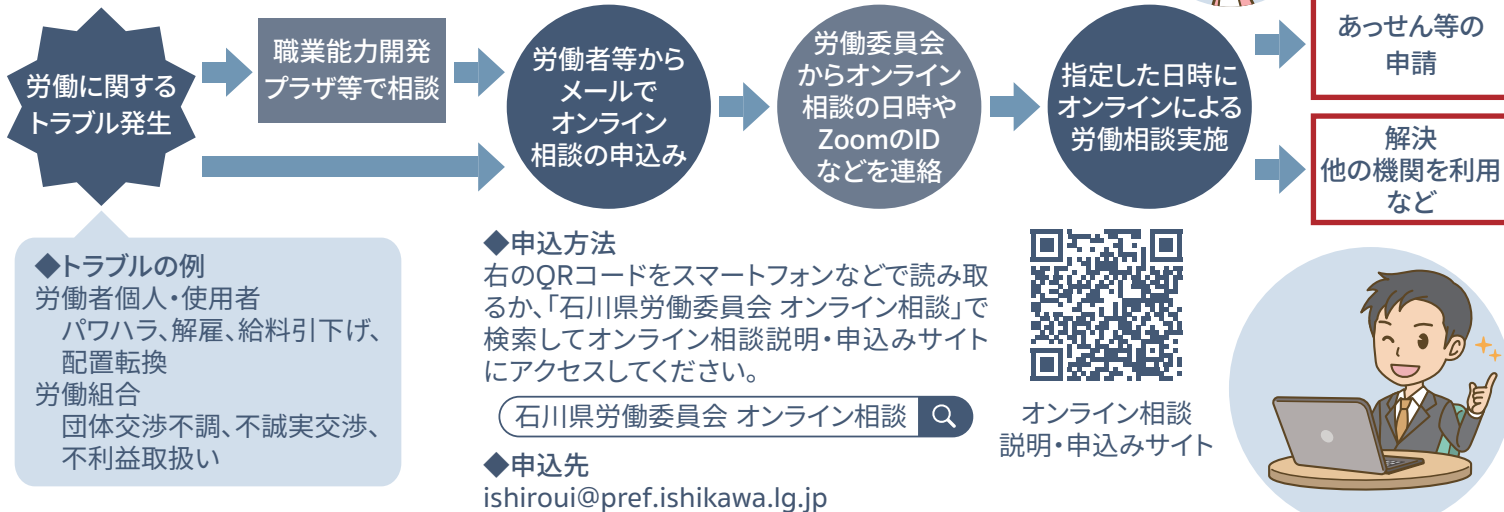
ご準備 いただくもの

- PC、スマートフォン、タブレットのいずれか
※Webカメラ、マイク、スピーカーが内蔵されていない場合は、外付け機器をご用意ください。
あらかじめZoomアプリ(無料)をインストールしてください。
- メールアドレス
※「@pref.ishikawa.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。



オンライン相談ご利用の流れ

◆石川県の相談機関
職業能力開発プラザ
076-261-1400



オンライン相談ご利用にあたっての留意事項

オンライン相談にあたっては、下記の事項にご留意ください。オンライン相談への申し込みをもって、下記事項を了承したのとみなされます。

- ①オンライン相談ができるのは、石川県内に所在する事業所で勤務している労働者およびその使用者、石川県内の労働争議の当事者（労働組合及び使用者）です。
- ②オンライン相談の予約は3営業日前までとなります。
- ③希望する相談日時に対応できない場合は、別の日時を提示して調整をお願いすることがあります。
- ④1回の相談時間は1時間以内とします。
- ⑤第三者に相談内容が聞こえることのないよう、プライバシーを確保できる場所から接続してください。
- ⑥相談中の録画・録音や相談内容の流用・転載（ブログ、SNSなどへの投稿を含む）はお断りします。
- ⑦相談者が使用するPC、スマートフォン、ネットワーク機器などは、セキュリティ対策を講じてください。
- ⑧相談者が使用する機器、セキュリティ対策、通信などにかかる費用は相談者が負担してください。
- ⑨労働組合法、労働関係調整法などの労働関係法令に違反しているかどうかは回答できません。
- ⑩相談者の個人情報については、適切に取り扱い、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供いたしません。



石川県労働委員会事務局
石川県金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎18階)

076-225-1881
ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp

石川県労働委員会 🔍

